

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年12月まで

私は、結婚した昭和44年11月頃、夫に国民年金保険料を納付していない期間は納付するようと言われたので、A町（現在は、B市）役場で保険料が未納とされている期間を調べてもらい、同役場の職員の指示どおりに、まとめて遡って納付した。また、私の国民年金の加入手続は、結婚する前に兄がC市で行ってくれたことを覚えており、兄が保険料を何年か納付してくれていたかもしれないので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において35年以上の長期にわたり国民年金保険料の未納は無いほか、昭和44年11月の婚姻後は国民年金に任意加入しており、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年2月頃に同市で払い出され、同年1月に被保険者資格を取得する事務処理が行われていたものとみられる。このため、申立期間は国民年金の加入期間であり、申立人が国民年金保険料を納付したとする44年11月頃においては、申立期間のうち、42年10月から同年12月までの保険料については、制度上、2年の時効が成立しておらず、保険料を遡って納付することが可能であった上、B市によると、過年度保険料の納付希望者のうち、時効間近で過年度納付書の送付までの間に時効となってしまう場合などには、社会保険事務所（当時）に現状確認をした上で過年度納付書を手渡ししたケースもあったとしているこ

とから、申立人は当該期間の過年度納付書を入手することも可能であった。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和44年11月に同市からA町に転出し、49年11月に再びC市に転入したことが確認できる。同被保険者名簿においては、43年1月から49年12月までの保険料は、「前住地納付済」と記載されており、当該期間の保険料は、申立人がA町に居住していた時期に納付されていたものとみられる。このため、申立期間直後の43年1月から44年3月までの保険料は、過年度保険料として、遡って納付されていたものと推認でき、上述の申立人が納付することが可能であった申立期間のうち、42年10月から同年12月までの保険料も、申立人が同様に遡って納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和42年4月から同年9月までの国民年金保険料については、申立人が保険料を遡って納付したとする44年11月頃においては、既に時効が成立しており、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかったものとみられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は加入手続を行ってくれた兄が納付してくれていたかもしれないとしているものの、兄が保険料を納付してくれていた期間は分からないとしており、その記憶は明確ではなく、兄からの聴取も希望しないとしていることから、兄が納付してくれていたとする保険料納付状況の詳細は不明であり、申立人の主張のみをもって、申立期間の保険料が兄によって納付されていたものと推認することはできない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人が申立期間のうち、昭和42年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和43年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月21日から44年3月21日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では本社からD営業所への転勤はあったが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間において、申立人と同様にA社本社から同社C支店に異動したとされる複数の同僚が、「勤務していたD営業所は、当初本社管轄であったが、いつからかC支店管轄に変わった。」と証言しているところ、当該同僚の記録は、いずれも同社C支店において、昭和43年12月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから判断して、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年3月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8116

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を1万1,000円、申立期間②を2万円、申立期間③を1万5,000円、申立期間④を2万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 24 日
③ 平成 16 年 7 月 23 日
④ 平成 16 年 12 月 17 日

A社の平成15年と16年の賞与の記録が無い。申立期間に賞与が支払われ、保険料も控除されていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、A社から提出された申立人の賞与明細書の写しにより、申立人は、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は1万5,000円、申立期間④は2万1,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金通帳の写しから判断すると、申立期間①は1万1,000円、申立期間②は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月15日から同年7月1日まで
昭和45年4月にB社に入社し、46年3月31日まで継続して勤務した。
しかし、年金の記録では、45年6月に同社C支社からA事業所へ転勤した際の1か月の被保険者記録が抜けている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録カードにより、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和45年6月15日に同社C支社から同社の営業所であるA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年7月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8118

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 8 月 25 日は 3 万円、同年 12 月 25 日は 4 万円、16 年 7 月 26 日は 4 万円、同年 12 月 27 日は 4 万円、17 年 7 月 25 日は 3 万円、同年 12 月 26 日は 2 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月

申立期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録が無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年上期、同年下期、16年上期、同年下期、17年上期及び同年下期の賞与明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書におい

て確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万円、申立期間②から④までは4万円、申立期間⑤は3万円、申立期間⑥は2万円とすることが妥当である。

また、申立期間①から⑥までに係る賞与の支給日については、上記賞与明細書に、賞与支給日に係る記載がなく不明であるところ、事業主は、「賞与は給与と同日に支給したと思う。給与支給日は25日であり、給与支給日が土日又は休日の場合は、次の平日であった。」と回答していることから、申立期間①は平成15年8月25日、申立期間②は同年12月25日、申立期間③は16年7月26日、申立期間④は同年12月27日、申立期間⑤は17年7月25日、申立期間⑥は同年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑥までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を1万3,000円、申立期間②を1万6,000円、申立期間③を1万2,000円、申立期間④を1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 15 年 12 月 24 日
③ 平成 16 年 7 月 23 日
④ 平成 16 年 12 月 17 日

A社の平成15年と16年の賞与の記録が無い。申立期間に賞与が支払われ、保険料も控除されていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、A社から提出された申立人の賞与明細書の写しにより、申立人は、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は1万2,000円、申立期間④は1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金通帳の写しから判断すると、申立期間①は1万3,000円、申立期間②は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8120

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 12 日

A社の平成15年8月の賞与の記録が無い。明細書は無いが、通帳に記載されているので、記録を回復してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、当該期間に賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金通帳の写しから判断すると、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社の事業所間で異動（同社B工場から同社C営業所に異動）したが、会社を辞めたことは無いのに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答、同社B工場から提出された社会保険台帳及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場から提出された社会保険台帳によると、転勤日は昭和51年5月1日であることが確認できるものの、同社の厚生年金保険被保険者原票によると、同年5月1日から同年6月1日までの期間に同社同工場から他の事業所に転勤となった者の資格喪失日は同年5月31日であることが確認できるところ、同社は、申立人を含む上述の転勤者の資格喪失日について、「資格喪失日を昭和51年6月1日とするべきところを誤って届け出たと考えられる。」と回答していることから、同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年4月の記録から、14万2,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和51年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8122

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで
昭和36年にA社に入社し、平成5年に退職するまで継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令原簿及び申立人の雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年7月1日に同社B工場から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年5月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明と回答しているが、同社が資格喪失日を昭和39年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社B工場から同社C工場に異動した際の厚生年金保険被保険者記録に1か月の空白期間があり、納得できない。調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の複数の元担当者の証言から判断すると、昭和37年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年1月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月1日から同年9月1日まで

A社では入社から退職するまで、継続して勤務した。途中でB支店に異動はあったが、記録が無いのは納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC健康保険組合が保管する被保険者台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記被保険者台帳によると、A社B支店における資格取得日が昭和51年8月1日とされていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和51年9月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 8125

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を1万3,000円、申立期間②を5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 11 日
② 平成 15 年 12 月 24 日

A社の平成15年の賞与の記録が無い。申立期間に賞与が支払われ、保険料も控除されていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、銀行から提出された取引履歴調査結果(流動性預金)により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の取引履歴調査結果(流動性預金)から判断すると、申立期間①は1万3,000円、申立期間②は5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（三重）厚生年金 事案 8126

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①を1万3,000円、申立期間②を1万4,000円、申立期間③を1万3,000円、申立期間④を1万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 11 日
② 平成 15 年 12 月 24 日
③ 平成 16 年 7 月 23 日
④ 平成 16 年 12 月 17 日

A社の平成15年と16年の賞与の記録が無い。申立期間に賞与が支払われ、保険料も控除されていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、A社から提出された申立人の賞与明細書の写しにより、申立人は、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は1万3,000円、申立期間④は1万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立人は、当該期間にA社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書によると、いずれの期間も賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間の賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額の記録については、前述の預金通帳の写しから判断すると、申立期間①は1万3,000円、申立期間②は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）国民年金 事案 3645

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年6月までの期間、同年9月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月から3年6月まで
② 平成3年9月
③ 平成4年1月

私は、昭和63年8月にA市B区役所で住所変更手続きを行い、その後、1年半ぐらいして国民健康保険被保険者証の交付を受ける際、同区役所の女性職員から国民年金に未加入であると指摘された。このため、国民年金の加入手続きを行い、C社会保険事務所（当時）から送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年4月に払い出されており、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年3月に国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたとみられるが、同記号番号に基づく被保険者資格については、厚生年金保険被保険者資格を再取得したことを理由として、平成元年12月22日付けで同年10月28日を喪失日とする事務処理が行われていることが確認できる。その後、申立人は、同記号番号に基づく国民年金の被保険者資格を5年8月13日付けで2年3月12日に遡及して再取得していることが確認できる。これらのことから、申立人は、C社会保険事務所から送付された納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したとしているものの、申立人は、申立期間①から③までの当時、国民年金に未加入であり、前述の再取得に係る事務処理時点（5年8月）において、申立期間①の保険料については既に2年の時効が成立しており、申立期間①に係る過年度保険料の納付書が同

社会保険事務所から送付されたとは考え難く、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の国民年金保険料は平成5年11月5日付けで、申立期間③の保険料は6年3月8日付けで、それぞれ一旦は納付されていたことが確認できる。しかしながら、これらの保険料については、納付された時点において既にそれぞれ時効が成立していたため、申立期間②及び③の保険料として取り扱うことができず、当時、時効が成立していなかった、当該期間直後の3年10月及び4年2月の保険料として、それぞれ充当されたことが確認できる上、ほかに申立期間②及び③の保険料が納付されていた形跡が見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について母親を証言者として挙げているものの、その母親は病気療養中のため聴取ができないことから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（富山）国民年金 事案 3646

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から49年3月まで

私の国民年金については、亡くなった父親が加入手続を行ってくれたと思う。どのように国民年金保険料を納付していたかは何も聞いていないが、父親は、当時、町内の世話役で年金の担当をしていたので、私の保険料も納付してくれたと思う。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年10月頃にA市において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、その手続の際に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した39年6月20日まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、父親が保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、前述の国民年金加入手続時期（昭和49年10月頃）において、申立期間のうち、39年6月から47年6月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立していたことから、父親が保険料を納付することはできなかつたものとみられる上、同年7月から49年3月までの保険料は過年度保険料

として納付することが可能であったものの、前述のとおり、保険料を納付していたとする父親は既に亡くなっているため、具体的な納付時期、納付金額及び納付方法については不明であることから、申立人の主張をもって、当該期間に係る保険料が遡って納付されたとまでは推認することはできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間に係る国民年金保険料が納付された形跡は無く、オンライン記録とも一致しており、これら記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（静岡）国民年金 事案 3647

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年1月までの期間、45年11月から46年10月までの期間及び55年3月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年1月まで
② 昭和45年11月から46年10月まで
③ 昭和55年3月から56年3月まで

私は、年金事務所で国民年金保険料の納付について調べてもらったところ、納付の事実が確認できないと回答をもらった。保険料を納付していた記憶があるので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に対してはこれまでに国民年金手帳記号番号が2回払い出されたことが確認できる。1回目は、昭和47年10月頃に払い出されたと推認され、これ以前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われ、国民年金制度が開始された36年4月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。2回目は、55年5月頃に元夫と連番で払い出されており、この頃に申立人の2回目の国民年金加入手続が行われ、元夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌月の同年3月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

2 申立期間①及び②については、前記のとおり、申立人の1回目の加入手続は昭和47年10月頃に行われていたものと推認できるため、申立人は、申立期間①及び②当時において国民年金に未加入であったことから、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間①については、申立人は、1回目の加入手続時に被保険者

資格を遡って取得しているものの、この時点においては、当該期間は既に2年の時効が成立しており、申立人は、国民年金保険料を遡って納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②については、1回目の加入手続が行われた時期を基準とすると、時効成立前であるため、申立人は、当該期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。しかし、当該期間については、i) 申立人は、保険料を遡ってまとめて納付したこともあるが、領収書などが無いため詳細は分からないとしており、遡及納付に関する記憶は明確ではないこと、ii) 国民年金被保険者台帳においても、過年度保険料として納付されていた形跡はうかがえないこと、iii) 直後の保険料は、納付方法及び納付時期が異なり、特例納付保険料として昭和50年12月付け(第2回特例納付)で後から納付されていることを勘案すると、1回目の加入手続の行われた頃に、申立人が当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたとは推認し難い。

加えて、上述の第2回特例納付制度を利用した場合、申立期間①及び②の国民年金保険料については、特例納付保険料として納付することが可能であったものの、上述のとおり、申立人は遡及納付に関する記憶は明確ではないことから、申立期間②直後の保険料の納付が行われた頃に申立人が申立期間①及び②の保険料を併せて特例納付保険料として納付していたとまでは推認することはできない。

- 3 申立期間③については、前記の申立人の2回目の加入手続が行われた時期(昭和55年5月頃)を基準とすると、申立人は、申立期間③のうち、同年3月の国民年金保険料は過年度保険料として、同年4月から56年3月までの保険料は現年度保険料として納付することが可能であったものの、オンライン記録によると、同時に加入手続が行われていた元夫についても、申立人と同様、申立期間③の保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間③に引き続く昭和56年度以降の数期間は、申立人及びその元夫の国民年金保険料は共に免除されていたことが確認できることから、2回目の加入手続が行われた翌年度以降に申立人が申立期間③の保険料を遡って納付していたとまでは推認し難い。

- 4 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8127

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月頃から 47 年 7 月頃まで
② 昭和 55 年 1 月 26 日から同年 12 月 4 日まで

A 事業所に勤務した申立期間①及び B 社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いが、申立期間当時、会社から健康保険被保険者証をもらった記憶があるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 事業所の事業主の妻の証言及び申立人が、当該期間とおおむね一致する期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者となっている同僚の名前を挙げていることから判断して、当該期間において、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事業所の事業主は既に死亡しており、同事業主の妻は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の詳細な勤務期間及び申立期間の厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している。

また、A 事業所の事業主の妻は、「従業員全員を C 健康保険組合に加入させていたが、同組合において D 組合員は厚生年金保険に加入させ、E 組合員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しているところ、申立人は、申立期間①当時、同事業所にはおおむね 50 人の従業員が勤務していたとしているが、同事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間において厚生年金保険の被保険者となっている者は最多でも 10 人であることから、同事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間①における C 健康保険組合での組合員種別につい

て、同組合は、申立人の加入記録が確認できないため不明と回答しており、A事業所の事業主の妻は、「申立人がD組合員であったかE組合員であったかは、資料が無く、不明である。」と回答している上、同僚から申立人がD組合員であったとする証言は得られない。

加えて、申立期間①におけるA事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社の事業主（A事業所の事業主と同一人物）は既に死亡しており、B社の事業主の妻（A事業所の事業主の妻と同一人物）は、「申立期間当時の資料は無く、申立期間の厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している。

また、B社の事業主の妻は、上述と同様に、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、C健康保険組合においてD組合員のみを厚生年金保険に加入させていた旨回答しているところ、同組合は申立人の加入記録が確認できない旨回答している上、申立期間②において同社の厚生年金保険の記録が確認できる同僚は、「申立人の職種から判断すると、申立人はE組合員であったと思う。」と回答している。

さらに、申立期間②におけるB社に係る厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 3 月 17 日から 47 年 3 月 31 日まで A 事業所 B 営業所（厚生年金保険は C 事業所で一括適用）で勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の職員の記録を管理する D 法人の回答及び同法人から提出された「退職一時金共済組合給付について」と記載された書面から判断すると、申立人は、申立期間において A 事業所 B 営業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D 法人は、「申立期間当時は、まず、臨時雇用員として採用し、その間は厚生年金保険に加入させた。その後、正職員になると、厚生年金保険の資格を喪失させ、共済組合に加入させる扱いであった。」と回答しているところ、上記書面によれば、申立人は、申立期間において E 共済組合の組合員であったとして、A 事業所 B 営業所を退職後、上記組合員期間に係る退職一時金を請求していたことが確認できる上、D 法人が「申立人の共済組合員期間は、退職一時金により精算済みである。」と回答していることから、申立人は、同共済組合における組合員の資格の取得に伴い、昭和 44 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8129（愛知厚生年金事案 7650 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月 26 日から 58 年 6 月 5 日まで
② 昭和 59 年 4 月 27 日から 60 年 4 月 17 日まで

前回の申立てについて、認められなかったことに納得がいかない。申立期間にA社（現在は、B社）及びC事業所（現在は、D社）に勤務したことに間違いは無い。E公共職業安定所では、申立期間の勤務を証明してもらい、F年金事務所では、申立てに係る記録訂正のし、共に私の主張を認めてくれた。

申立期間について、第三者委員会においても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについて、申立期間①については、雇用保険の記録及び申立人が保管する申立人の父の香典帳の記載内容から判断すると、申立人は当該期間のうち、昭和 58 年 2 月 26 日からA社に勤務していたことが認められるものの、i) B社は、「申立期間①当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて不明。」と回答していること、ii) 同社の回答及び複数の同僚の証言から、当該期間当時、同社では入社と同時に全ての従業員に対して厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかった状況がうかがえること、iii) 雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間のうち、57 年 10 月 4 日から 58 年 2 月 25 日までの期間について、失業給付（基本手当）を受給していること、また、申立期間②については、i) D社は、「当時の資料は無く、詳細は不明である。」と回答している上、複数の同僚から聴取しても、申立人の勤務実態に関する証言を得られないこと、ii) 雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間のうち、59 年 6 月

9日から60年4月4日までの期間について、失業給付（基本手当）を受給していること、iii) G市によると、申立人は、申立期間②において、国民健康保険の被保険者であったことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成25年3月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の申立てについて、認められなかったことに納得がいかない。申立期間にA社及びC事業所に勤務したことに間違いは無い。E公共職業安定所及びF年金事務所では、私の主張を認めてくれた。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、E公共職業安定所及びF年金事務所は、「申立人の主張を認めたことは無い。」と回答していることから、当該申立人の主張は、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

このほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 47 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間①及び③について、保管している従業員台帳（写し）により、昭和 46 年 4 月及び同年 6 月並びに 47 年 4 月及び同年 6 月において昇給が確認できるので、46 年 7 月及び 47 年 7 月に標準報酬月額が上がるはずである。

また、申立期間②について、A 社（現在は、B 社）C 支店に異動した時に、標準報酬月額が 10 万 4,000 円から 8 万 6,000 円に下がっているが、上記従業員台帳（写し）を見ても、当該期間当時に給料は下がっていない。

申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、D 企業年金基金（申立期間当時は E 厚生年金基金、基金設立は申立期間①の途中の昭和 46 年 9 月 1 日）から提出された申立人に係る加入者台帳によると、当該期間に係る標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している。

また、B 社は、「申立期間当時の確認できる資料を保管していないため、当時の状況は分からない。」と回答している上、申立人から提出された従業員台帳（写し）に記載された基本支給額を検証しても申立てどおりの額にはならず、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立期間②については、申立人と同時期に A 社 C 支店に異動した同僚 20 人についてオンライン記録を調査したところ、複数の同僚の標準報酬月額が異動に伴い減額されていることが確認できるほか、当該期間について、申

立人の標準報酬月額記録が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年頃から 35 年頃まで
② 昭和 35 年頃から 36 年頃まで

申立期間①について、私は、A社の敷地内にあったB社に母親の知人の紹介で入社し、時期ははっきり覚えていないが昭和34年から35年の間に、半年から1年ぐらい働いていた。同社の社長は、名前はC氏で体は大柄で、息子の若社長は、当時結婚したばかりで「D（愛称）」と呼ばれていて一緒に働いていた。

また、当該期間当時保険証を使い国道*号線沿いのE駅前のF診療所に通院した覚えがある。B社に勤務していたことは確かなので当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、私は、G社（現在は、H社）I工場に昭和35年から36年までの間に半年から1年ぐらい働いた。同社は、二交代制の工場であり私は、日勤及び夜勤のどちらも勤務する常勤の工員であったので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はB社で半年から1年ぐらい勤務したと主張しているところ、当該期間に同社において厚生年金保険被保険者資格があった複数の同僚に確認したものの、申立人を記憶している同僚はおらず、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことは確認できない。

また、申立人は、「B社の社長は、名前はC氏で体は大柄で、息子の若社長は当時結婚したばかりで『D』と呼ばれて一緒に働いていた。」と主張しているが、前述の同僚は「社長の名前はJ氏で、小柄な人で息子はまだ大学生であり、B社には勤務していなかったと思う。」と証言している。

さらに、B社は、昭和39年10月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

一方、前述の同僚のうち一人は、「B社の下請業者でK事業所（所在地は、L市M区）というのがあり、そこの社長さんは大柄な人で息子さんも一緒に働いていたと思う。」と証言していることから、当該事業所の事業主の息子に確認したところ、「K事業所は、B社の下請業者で、申立人がいう『D』とは私のことだと思う。」と証言していることから、申立人は、時期は特定できないものの、申立期間当時、同社の下請業者であったK事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、K事業所の事業主の息子は、「当時は、下請として個人事業所であったため、私や親類はB社で厚生年金保険に加入し、K事業所の従業員については、長く勤務している人も日雇という形だったので、B社で厚生年金保険は加入していなかったと思う。独立して昭和35年4月1日に厚生年金の適用事業所になった時に勤務していた従業員は全てN社で加入させたと思う。」と証言している。

また、K事業所がB社から独立し、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務していた同僚は、申立人のことを記憶しておらず、「K事業所がB社の下請業者のときは自分も厚生年金保険の被保険者記録はない。」と証言している。

さらに、B社及びN社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人はG社I工場で半年から1年ぐらい勤務したと主張していることから、昭和34年12月から36年1月に厚生年金保険被保険者を資格取得した者のうち、30人に照会したところ、14人から回答があったものの、申立人のことを記憶する同僚はおらず、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、H社I工場の担当者は、「昭和40年ぐらいまでは臨時工という採用区分があったと思う。」と回答しているところ、前述の回答のあった者のうち、13人も同様の回答をしている上、そのうち11人は「自身に臨時工期間（2か月から4年6か月）があった。臨時工期間については厚生年金保険に加入はしていないと思う。」と回答しており、臨時工期間が2年4か月ある同僚は、「臨時工期間について厚生年金の記録は無いが、健康保険は加入しており、保険証はあったので病気になっても困ることはなかった。」と証言している。

さらに、H社I工場は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明。」と回答している。

加えて、G社I工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理記号番号の5883番（昭和34年1月21日資格取得）から6839番（35年12月9日資格

取得) までに申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8132

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から62年2月まで
申立期間のA社（現在は、B社）での給与は30万円ぐらいと記憶しているが、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額は、それよりも低く記録されているので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人についての資料は無く不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、公共職業安定所から提出された支給台帳全記録照会に記載されている離職時賃金日額（6,984円）から推認できる退職前6か月間の給与月額（20万9,520円）は、オンライン記録の標準報酬月額（19万円）とおおむね符合している。

さらに、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、いずれもオンライン記録と一致している上、当該被保険者原票の標準報酬月額に係る記載に不備は無く、遡って訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8133（岐阜厚生年金事案 57 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 21 日から同年 12 月 20 日まで
前回、A社での厚生年金保険被保険者期間が短いとして申し立てたが、認められなかった。
今回、当時の失業保険被保険者証を提出するので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人の勤務実態に係る申立内容及び事業主の在職証明から、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは推認できるものの、i) 当時、同社では、厚生年金保険の加入手続について、入社日から一定期間経過後に行われていたことがうかがえること、ii) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無いこと、iii) 雇用保険の加入記録が確認できないことなどから、既に年金記録確認岐阜地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年7月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「昭和41年6月23日交付の失業保険被保険者証を新たに提出するので、再度審議してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人から提出された失業保険被保険者証を検証すると、同被保険者証に記載された雇用保険被保険者番号に係る記録は、申立期間以前の期間について、資格取得日昭和41年4月25日、離職日同年12月24日となっており、そのほか複数の雇用保険の記録が確認できるものの、これらの記録は、いずれも申立事業所であるA社に係る記録ではないことから、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（岐阜）厚生年金 事案 8134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月1日から28年4月16日まで
② 昭和29年4月26日から30年1月1日まで

私は高校を卒業してひどい就職難の時にA社に入社した。少ない給料から保険料を引かれていたことを覚えている。

また、A社退職後、B社には昭和29年の年末まで働いた。当時の事業主を覚えている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するA社の同僚4人のうち、3人は他界しており、残る1人の同僚を含む複数の同僚は申立人を記憶しているものの、「申立人の勤務期間は分からない。」と証言しており、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できない。

また、A社は、昭和33年12月1日に適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によれば、36年9月*日に解散しており、当該期間当時の事業主は死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、当該期間においてB社で被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人を覚えているが、勤務期間は分からない。」と証言しており、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できない。

また、B社は昭和30年1月*日に解散している上、当該期間当時の事業主は連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料

控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8135

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 30 日から 43 年 3 月 31 日まで

私は昭和 39 年 3 月 23 日にA社に入社し、43年に定時制高校を卒業するまでの4年間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は41年1月30日までとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社で継続して勤務していたと主張しているが、申立人が記憶する複数の同僚及び申立期間において同社で厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚は、いずれも「申立人を覚えているが、申立人がいつまで勤務していたか分からない。」と証言している上、うち一人は、「私がA社を辞めた時（厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和41年6月1日）にはいなかったと思う。」とも証言している。

また、申立人が申立期間に通学していた定時制高校から提出された「生徒、保護者名簿」によると、昭和40年度の在学中の勤務先及び住所は、A社の名称及び同社の所在地の町名が記されているものの、41年度及び42年度の勤務先及び住所は、40年度とは異なっており、同社に勤務していなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、平成14年9月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、16年3月*日に清算終了している上、同社の元事業主は、「当時の資料は保管しておらず不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 10 日から 38 年 4 月 21 日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を受給した記録となっているが、脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間について、調査をして、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和38年9月6日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（石川）厚生年金 事案 8137

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から 44 年 4 月 2 日まで

A社B支店で約4年間、勤務していたが会社には辞める旨の連絡はしていない。私は、脱退手当金を請求しておらず、受け取ってもいないので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8138

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月11日から31年4月1日まで

A社を退職後に脱退手当金を支給された記録になっているが、脱退手当金の制度は知らなかったし、請求した記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年5月18日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A社を退職後、37年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。